

岐阜市子保号外
令和2年7月31日

保護者のみなさまへ

岐阜市 子ども未来部
子ども保育課長

新型コロナウイルスに関連した患者（疑いを含む）等が 判明した場合の対応について（依頼）

日頃から、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

保育所等におきましては、6月からの通常保育再開を受け、様々な感染リスク低減に向けた取り組みをこれまで以上に強化して実施し日々保育を進めているところではありますが、今月に入り岐阜市内でも多数の感染者が発生するなど新型コロナウイルス感染症の発症が急激に増加し続けています。

そこで、保護者のみなさまには以前よりお願いしておりますが、下記の点に関しまして、改めて依頼させていただきますので、何卒ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

▼ **新型コロナウイルスに関連した患者（疑いを含む）等が判明した場合の対応**

1 保育所等への速やかな連絡

在園児または保護者など（1）の対象者が、保健所や病院等より（2）に該当する判断（診断）結果を受けた場合には、**速やかに（平日・休日に関わらず）**登園・登所する保育所等に連絡してください。

（1）対象者

- ①在園児 ②保護者 ③同居のご家族（兄弟姉妹、祖父祖母など）
- ④保護者や同居家族の会社（同一職場）の同僚や親しい友人・知人等
- ⑤在園児の親しい友人等（在園児が長時間一緒に過ごした人など）

（2）保健所や病院等の判断（診断）結果

- ①「濃厚接触者の疑い」となった場合
- ②「濃厚接触者」と特定された場合
- ③「PCR検査対象者」となった場合
- ④「患者（無症状の場合を含む）」と診断された場合

2 保育所等の休園・閉所について

保育所等において、**在園児または保育所等の職員**に感染者が1人でも発生した場合には、その感染者が在籍する施設を**全面的に臨時休園・閉所（閉鎖）**とします。

なお、臨時休園・閉所の期間につきましては、保健所など関係部局とも協議の上、決定次第ご連絡させていただきます。

3 在園児の登園・登所について

在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合など**PCR検査を受診することとなった場合**には、当該園児の保護者に対して**登園・登所を一定期間避けるよう要請**させていただきます場合があります。

【照会先】

岐阜市 子ども保育課 管理係長 今井 電話 058-214-7825
認可指導係長 田中 電話 058-214-7826